

国立大学法人和歌山大学特任教職員給与規程

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 719 号

最終改正 令和 7年 3月 6日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程（以下「特任教員雇用規程」という。）第27条、国立大学法人和歌山大学特任教諭雇用規程（以下「特任教諭雇用規程」という。）第25条及び国立大学法人和歌山大学特任職員雇用規程（以下「特任職員雇用規程」という。）第25条の規定に基づき、特任教員、特任教諭及び特任職員（以下「特任教職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 特任教職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、通勤手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、入試手当、超過勤務手当及び休日手当とし、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準じて支給する。

(年俸給の支給方法)

第3条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（第8条の規定による基本年俸の期間が12月に満たない者にあつては、当該期間の月数で除した額。以下「基本給」という。）として、毎月支給する。

(給与の支給日)

第4条 特任教職員の給与は、給与規程第4条第1項に定める日に支給する。

(日割計算)

第5条 新たに特任教職員となった者には、その日から基本給を支給する。

2 特任教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 特任教職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給は、給与規程第5条第4項の規定を準用して日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 第12条、第13条又は第16条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、年俸給を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項の規定による勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給与

(特任教職員の基本年俸)

特任教職員給与規程

第8条 特任教職員の基本年俸は別表第1の特任教職員基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）に定める号俸により決定する。ただし、契約期間が12月に満たない場合の基本年俸は、基本年俸表に規定する額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

（特任教員の号俸の決定）

第9条 特任教員に新たに年俸制を適用する際の基本年俸の基礎となる号俸（以下この条において「適用時号俸」という。）は、別表第2に定める号俸（以下この条において「基準号俸」という。）を適用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、適用時号俸は、その者の業績評価、経歴、前職の年収額、雇用しようとする特任教員に係る業務及び他の在職者との均衡等を勘案し、国立大学法人和歌山大学予算・決算事務取扱規程第8条に規定する各予算単位における予算の範囲内で基準号俸の上位又は下位の号俸に決定することができる。ただし、上位の号俸に決定する場合は、基準号俸の4号俸上位の号俸までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特任教員雇用規程第2条第1項第1号から第3号の規定による特任教員の適用時号俸は、寄附金額、競争的資金及び特別経費の範囲内で上位の号俸とすることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特任教員雇用規程第2条第1項第8号の規定により雇用される特任教員の適用時号俸は、当該者の経歴等に基づき予算の範囲内で決定することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特任教員雇用規程第4条第2項の規定により雇用される特任教員の適用時号俸は、他の在職者との均衡等を勘案し予算の範囲内で決定することができる。
- 6 基本年俸は、雇用契約を更新する際に見直しを行うことができる。
- 7 特任教員が満65歳に達する場合は、原則として、雇用契約の期間中であっても満65歳に達する日以後の最初の4月1日から第1項の規定に基づき基本年俸を改定する。この場合、満65歳に達する日を含む期間に係る契約又は契約更新の際にその旨を明らかにした労働契約書を交わすものとする。
- 8 第1項から第3項及び前2項の規定に基づく号俸の決定及び改定は、当該特任教員が配置される（予定を含む。）教育研究組織の長の申出に基づき、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）が行い、第4項及び第5項の規定に基づく号俸の決定及び改定は、国立大学法人和歌山大学役委員会が行うものとする。

（特任教諭の号俸の決定）

第10条 特任教諭に新たに年俸制を適用する際の基本年俸の基礎となる号俸（以下この条において「適用時号俸」という。）は、別表第3に定める号俸（以下この条において「基準号俸」という。）を適用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、適用時号俸は、その者の経歴、雇用しようとする特任教諭に係る業務及び他の在職者との均衡等を勘案し、各附属学校の予算の範囲内で基準号俸の上位又は下位の号俸に決定することができる。ただし、上位の号俸に決定する場合は、基準号俸の4号俸上位の号俸までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特任教諭雇用規程第2条第4号の規定により雇用される特任教諭の適用時号俸は、当該者の経歴等に基づき予算の範囲内で決定することができる。
- 4 基本年俸は、雇用契約を更新する際に見直しを行うことができる。

5 特任教諭が満 65 歳に達する場合は、原則として、雇用契約の期間中であっても満 65 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から第 1 項の規定に基づき基本年俸を改定する。この場合、満 65 歳に達する日を含む期間に係る契約又は契約更新の際にその旨を明らかにした労働契約書を交わすものとする。

6 前 5 項の規定に基づく号俸の決定及び改定は、教育学部長からの申出に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

(特任職員の号俸の決定)

第 10 条の 2 特任職員に新たに年俸制を適用する際の基本年俸の基礎となる号俸（以下この条において「適用時号俸」という。）は、別表第 4 に定める号俸（以下この条において「基準号俸」という。）を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、適用時号俸は、その者の学歴、経歴、業績、専門的な知識経験、雇用しようとする特任職員に係る業務及び他の在職者との均衡等を勘案し、予算の範囲内で基準号俸の上位又は下位の号俸に決定することができる。ただし、上位の号俸に決定する場合は、基準号俸の 4 号俸上位の号俸までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特任職員雇用規程第 2 条第 1 項第 6 号の規定により雇用される特任職員の適用時号俸は、当該者の経歴等に基づき予算の範囲内で決定することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特任職員雇用規程第 3 条第 2 項の規定による特任職員の適用時号俸は、他の在職者との均衡等を勘案し予算の範囲内で決定することができる。

5 基本年俸は、雇用契約を更新する際に見直しを行うことができる。

6 特任職員が満 65 歳に達する場合は、原則として、雇用契約の期間中であっても満 65 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から第 1 項の規定に基づき基本年俸を改定する。この場合、満 65 歳に達する日を含む期間に係る契約又は契約更新の際にその旨を明らかにした労働契約書を交わすものとする。

7 前 6 項の規定に基づく号俸の決定及び改定は、当該特任職員を採用する部局等の長の申出に基づき、役員会が行う。

(通勤手当)

第 11 条 通勤手当は、給与規程第 21 条の規定を準用し、支給する。

2 前項の規定にかかわらず、通勤のため交通用具等を使用する短時間勤務特任教職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 12 で除して得た数が、10 回に満たない短時間勤務特任教職員に対する通勤手当の額は、通常の場合の月額から、その額に 10 分の 50 を乗じて得た額とする。

(教員特殊業務手当)

第 11 条の 2 教員特殊業務手当は、給与規程第 23 条の規定を準用し、支給する。

2 給与規程第 23 条中「附属学校に所属する教員で職務の級が教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の 2 級又は 1 級のもの」とあるのは「特任教諭」と読み替えるものとする。

(教育実習等指導手当)

第 11 条の 3 教育実習等指導手当は、給与規程第 24 条の規定を準用し、支給する。

2 給与規程第 24 条中「附属学校に所属する教員」とあるのは「特任教諭」と読み替える

特任教職員給与規程

ものとする。

(多学年学級担当手当)

第11条の4 多学年学級担当手当は、給与規程第25条の規程を準用し、支給する

2 給与規程第25条中「教諭」とあるのは「特任教諭」と読み替えるものとする。

(入試手当)

第11条の5 入試手当は、給与規程第26条の2の規定を準用し、支給する。

2 給与規程第26条の2中「教育職俸給表(一)の適用をうける教員」とあるのは「特任教員」と読み替えるものとする。

(超過勤務手当)

第12条 超過勤務手当は、給与規程第27条の規定を準用し、支給する。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定による裁量労働制を適用される特任教員にあつては、事前に大学の許可を受けて所定の勤務時間以外の時間に勤務を行う場合を除き、超過勤務手当は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特任職員雇用規程第2条第1項第1号に規定する特任職員には、超過勤務手当は支給しない。

(休日手当)

第13条 休日手当は、給与規程第28条の規定を準用し、支給する。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定による裁量労働制を適用される特任教員にあつては、事前に大学の許可を受けて休日に勤務を行う場合を除き、休日手当は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特任職員雇用規程第2条第1項第1号に規定する特任職員には、休日手当は支給しない。

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第14条 特任教員雇用規程第8条、特任教諭雇用規程第8条及び特任職員雇用規程第7条の規定により休職を命ぜられた特任教職員について、その休職を命ぜられた期間については、給与を支給しない。

(育児休業者及び介護休業者等の給与)

第15条 特任教員雇用規程第24条及び第25条、特任教諭雇用規程第23条及び第24条並びに特任職員雇用規程第22条及び第23条の規定により育児休業(育児短時間勤務及び育児時間を含む。)又は介護休業(介護時間を含む。)する特任教職員の給与については、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則及び国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則を準用する。

(給与の減額)

第16条 特任教職員が所定の勤務時間内において勤務しないときは、勤務時間等規程第9条に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認等のあった場合を除き、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(この規程等により難い場合の措置)

第17条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(雑則)

第18条 特任教職員の給与に関しては、この規程に定めるもののほか、この規程に関する運用・解釈等については、必要に応じ、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第987号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1575号）

この改正規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1636号）

この改正規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年11月28日から適用する。

附 則（平成27年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1698号）

この改正規程は、平成27年9月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2043号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2252号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2340号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2430号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2491号）

この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2803号）

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在職する特任教諭の号俸については、改正後の第10条及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日の前日に在職する特任職員の号俸については、改正後の第10条の2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

特任教職員給与規程

別表第1 特任教職員基本年俸表（第8条関係）

号俸	基本年俸	月額基本給	号俸	基本年俸	月額基本給
1号俸	960,000	80,000	27号俸	4,800,000	400,000
2号俸	1,200,000	100,000	28号俸	5,040,000	420,000
3号俸	1,320,000	110,000	29号俸	5,280,000	440,000
4号俸	1,440,000	120,000	30号俸	5,520,000	460,000
5号俸	1,560,000	130,000	31号俸	5,760,000	480,000
6号俸	1,680,000	140,000	32号俸	6,000,000	500,000
7号俸	1,800,000	150,000	33号俸	6,240,000	520,000
8号俸	1,920,000	160,000	34号俸	6,480,000	540,000
9号俸	2,040,000	170,000	35号俸	6,720,000	560,000
10号俸	2,160,000	180,000	36号俸	6,960,000	580,000
11号俸	2,280,000	190,000	37号俸	7,200,000	600,000
12号俸	2,400,000	200,000	38号俸	7,800,000	650,000
13号俸	2,520,000	210,000	39号俸	8,400,000	700,000
14号俸	2,640,000	220,000	40号俸	9,000,000	750,000
15号俸	2,760,000	230,000	41号俸	9,600,000	800,000
16号俸	2,880,000	240,000	42号俸	10,200,000	850,000
17号俸	3,000,000	250,000	43号俸	10,800,000	900,000
18号俸	3,120,000	260,000	44号俸	12,000,000	1,000,000
19号俸	3,240,000	270,000	45号俸	13,200,000	1,100,000
20号俸	3,360,000	280,000	46号俸	14,400,000	1,200,000
21号俸	3,480,000	290,000	47号俸	15,600,000	1,300,000
22号俸	3,600,000	300,000	48号俸	16,800,000	1,400,000
23号俸	3,840,000	320,000	49号俸	18,000,000	1,500,000
24号俸	4,080,000	340,000	50号俸	19,200,000	1,600,000
25号俸	4,320,000	360,000	51号俸	20,400,000	1,700,000
26号俸	4,560,000	380,000	52号俸	21,600,000	1,800,000

別表第2 特任教員基準号俸表（第9条関係）

職 名	基準号俸	
	満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	満65歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある者
特 任 教 授	32号俸	17号俸
特 任 准 教 授	27号俸	12号俸
特 任 講 師	24号俸	9号俸
特 任 助 教	22号俸	7号俸
特 任 助 手	17号俸	7号俸

備考 但し、教育学部附属学校長たる特任教授についてはそれぞれ36号俸及び21号俸とし、当該号俸には管理職手当相当額を含むものとする。

別表第3 特任教諭基準号俸表（第10条関係）

職 名	基準号俸	
	満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	満65歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある者
管理職経験者	27号俸	12号俸
中堅相当	24号俸	9号俸
若手相当	22号俸	7号俸
初任者相当	17号俸	7号俸

別表第4 特任職員基準号俸表（第10条の2関係）

職 名	基準号俸	
	満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	満65歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある者
特任参事役	27号俸	12号俸
特任専門員	24号俸	9号俸
特任専門職員	22号俸	7号俸
特任事務職員 特任技術職員	17号俸	7号俸

備考 但し、特任参事役の号俸には管理職手当相当額を含むものとする。